

○豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会規則

平成24年9月28日

規則第131号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条に規定する豊中市立青少年自然の家に係る指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、前2項に規定するほか、前条に規定する評価を行う場合は、市民のうちから委嘱する委員2人を委員会に加えることができる。

4 前項の委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する評価に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項に規定する委員の互選によって定める。ただし、同条第3項及び第4項の規定により委員2人が追加されたときは、改めて当該委員を含む全ての委員の互選により会長を定めることができる。

3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助執行)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、委員会に関する事務は、豊中市教育委員会事務局長及び豊中市教育委員会事務局生涯学習課に所属する職員に補助執行させる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成25年4月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第80号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。